

# ドーハ開発アジェンダを巡る最近の動向及び 第10回閣僚会議への見通し

平成27年10月

小野寺 修

本講演の内容は個人の見解です。  
無断コピー禁止

# WTO(世界貿易機関)の概要

- 1930年代に蔓延した保護主義が第二次世界大戦の一因となったとの反省から、IMF世銀のブレトンウッズ体制の一環として1948年にGATT(ガット)発効。
- 多国間の貿易交渉(ラウンド交渉)を通じて、段階的な関税の引き下げと貿易関連のルールを整備。
- 1995年にWTOが発足。今年は20周年。  
本部:ジュネーブ 約640名(うち日本人4名)
- WTOは、以下3つの機能を有し、多角的貿易体制の維持・強化を担ってきた。

## 《WTOの3つの機能》

### 交渉機能

市場アクセス・貿易ルールの改善  
(全加盟国によるマルチ交渉、プल्ली交渉)

### 司法機能

WTO紛争解決手続による貿易紛争の解決

### 監視機能

多国間の監視による保護主義的措置の抑止

(参考)これまでの多国間交渉	参加国数
•1947年 第1回交渉	23
•1949年 第2回交渉	13
•1951年 第3回交渉	38
1955年に日本がGATT加入。	
•1956年 第4回交渉	26
•1960~61年 ディロン・ラウンド	26
•1964~67年 ケネディ・ラウンド	62
鉱工業品関税の一括引き下げが中心	
•1973~79年 東京ラウンド	102
補助金やダンピング防止等の関税以外のルールを追加	
•1986~94年 ウルグアイ・ラウンド	123
農業・サービス・知的財産権等の新分野及び紛争解決手続を整備	
2001年 中国のWTO加盟	
•2001年~ ドーハ・ラウンド	142
既存分野の更なる貿易自由化 貿易円滑化・環境・開発の新分野交渉	
2011年 ロシアのWTO加盟	

※加盟国は現在161か国

# ドーハ・ラウンドの経緯

2001年11月 第4回WTO閣僚会議（於カタール・ドーハ）：  
途上国の要求にも配慮し、ドーハ開発アジェンダとして交渉を立ち上げ  
交渉分野（一括受諾の原則：全分野を一括で合意）：鉱工業品、農業、サービス、  
ルール（アンチダンピング・補助金の規律強化）、貿易円滑化、知財、環境、開発

2008年7月 非公式閣僚会合：モダリティ（交渉の基本的ルール）に合意寸前で決裂

○農業の途上国向け緊急輸入制限、鉱工業品の分野別関税撤廃での対立により、交渉が漂流。

米国

新興国の追加的な貢献を要求。



新興国（中国、インド、ブラジル等）

他の途上国以上の負担には応じず。

2011年12月 第8回WTO閣僚会議（於：スイス・ジュネーブ）  
当面、有望な個別分野の交渉を進めることに合意

2013年12月 第9回WTO閣僚会議（於：インドネシア・バリ） バリ合意が成立

## バリ合意の主要項目及び現状

### 貿易円滑化協定

・ 税関手続の簡素・迅速化、透明性向上、途上国への一定の配慮。2014年7月の採択はインドの反対により11月に。

### 農業

・ 貧困層向けの食料の公的備蓄制度について、恒久的解決が得られるまで、各国はWTOの紛争解決手続に提訴しない。

### 開発

・ 後発開発途上国産品の市場アクセス拡大

2015年12月 第10回WTO閣僚会議（於：ケニア・ナイロビ）

# ドーハ・ラウンドの主要交渉分野

○ドーハ・ラウンドは、下記全8分野の一括受諾が原則(シングル・アンダーテイキング)。

鉱工業品 NAMA: 非農産品市場アクセス	• 関税削減、非関税障壁の撤廃 等
農業	• 関税削減、補助金削減 等
サービス	• コンピュータ、流通、金融等のサービス分野の自由化
ルール	• 補助金・アンチダンピング(不当廉売対策)等の規律強化
貿易円滑化	• 通関手続等の簡素化・透明性向上
TRIPS (知的財産権)	• ワイン・スピリッツの地理的表示(GI)多国間通報登録制度
開発	• 途上国に対する特別な取扱い(S&D)
貿易と環境	• 環境関連の物品・サービスに係る貿易の自由化・円滑化

# ラウンドのものごとの決まり方(1)

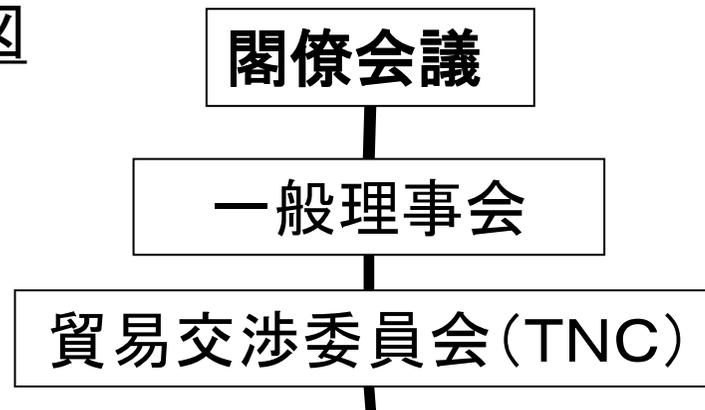
## 【公式な意志決定】

○閣僚会議での**全員一致**により最終的な意思決定が行われる。

アゼベド**事務局長**が議長を務める貿易交渉委員会がラウンドを統括している。

○貿易交渉委員会の議長は、農業、非農産品市場アクセス(NAMA)、サービスなど各交渉会合議長から交渉の状況の報告を受け、それを踏まえて閣僚会議の合意文書案を作成することとなっている。

## WTO機構図



### 交渉グループ

- ・農業委員会特別会合
- ・非農産品市場アクセス交渉グループ
- ・サービス理事会特別会合
- ・ルール交渉グループ

- ・貿易円滑化交渉グループ
- ・TRIPS理事会特別会合
- ・貿易と開発委員会特別会合
- ・貿易と環境委員会特別会合
- ・紛争解決機関特別会合(※DDA外)

# ラウンドのものごとの決まり方(2)

## 2. 非公式な意思決定

○161ヶ国もの加盟国の合意形成は実態として容易ではないことから、実際には影響力のある少数の国が非公式に集まることによって、相場観を段階的に作り上げていくやり方をとっている。

○基本的には、少数国によってものごとが決まり、交渉の流れが作られることが多い。

○他方、少数国による閣僚会合等に参加できない途上国等は強い不満を抱いており、重要な局面において、途上国が数の力でコンセンサスの形成を阻害することもあり得る。

→日本が、少数国による閣僚会合等への参加を確保し、交渉に積極的に参画することが重要。そのためには議論の進展のために貢献を行い、また、議論を主導していく必要。

# コンセンサスの限界

○様々な意思決定方式

- WTO・・・全員一致方式
- UN一般決議・・・多数決
- UN安保理事会・・・全会一致方式
- EU・・・加重式多数決

○WTOは加盟国数が大幅に増加し、全員一致方式での意志決定が困難に。

○過去においては、四極貿易大臣会合(米EU日加)での合意を踏まえ、自由化交渉の流れを作っていた。

○中国のWTO加盟、印、伯など新興国の影響力の増大。

ラウンド交渉が停滞する中 Competitive Liberalizationの方向に

- ①WTOにおける交渉はプルリに
- ②各国はEPA交渉に重点をシフト

ただし、WTOは依然として基盤として重要。

# ドーハ・ラウンド全体の最近の状況について

## 最近の議論

- 6月4日、パリで開催されたWTO非公式閣僚会合(豪州・ケニアが共同議長)でも、具体的かつ実現可能な作業計画を7月末までに策定する必要性で一致するも、主要論点について合意できず、作業計画は策定できず。
- 7月31日に開催されたTNC(貿易交渉委員会)会合において、アゼベド事務局長よりMC10で具体的な成果を得るためには、各国とも柔軟性及び政治的コミットメントを示す必要があると総括。また、9月以降交渉を加速化させる必要性を呼びかけた。
- 9月15-16日のG7の高級事務レベル会合／大使級会合において、農業の国内支持や市場アクセス、NAMAの市場アクセス等で成果は見込めず、①農業分野の輸出競争、②LDC、③サービスの国内規制やルール分野(AD、漁業補助金等を含む)の透明性をナイロビのミニパッケージとする方向性が出たかに見えたが、その後も立場の収斂は見られず。
- 10月5日の豪州主催のWTO少数国会合、6日のG20会合においては、本年12月に開催される第10回WTO閣僚会議(MC10)に向けての成果イメージ、ポスト・ナイロビについて意見交換。

## 主要論点

農業: 関税及び国内補助金の削減方式の簡素化、輸出補助金の撤廃、等  
NAMA: 関税削減方式の簡素化(スイス・フォーミュラの適用の是非等)  
サービス: 市場アクセスの自由化、国内規制(DR)に関する規律  
ルール: アンチ・ダンピングの規律の強化(透明性の向上、適正手続の保障)

# ドーハ・ラウンドの主要交渉分野の相関図

(★:残っている主要論点)

## 農業:市場アクセス(関税削減等)

守り:EU、日本、印

→現実的な削減、十分な「柔軟性」を

攻め:輸出国側(米、ブラジル、豪)

→高い野心、少ない「柔軟性」のみ。

★重要品目、関税割当新設

★途上国向け特別セーフガード(SSM)

## 農業:国内支持(補助金削減)

守り:米国

→高いレベルの補助金削減には、  
市場アクセスでの成果が必要。

攻め:米国以外

→米国に更なる削減を要求

★米国の綿花補助金

## NAMA:鉱工業品

## 市場アクセス(関税削減・撤廃等)

守り:途上国(特にブラジル、印、中)

→十分な「柔軟性」を

攻め:先進国

→高いレベルの関税削減・撤廃

★分野別関税撤廃

★特惠浸食

# 農業交渉

## 主要論点

農業交渉のモダリティを規定する2008年12月の改訂議長テキスト(Rev.4)を巡る3つの論点

- ・国内支持: 国内補助金の削減方式の簡素化
- ・市場アクセス: 関税削減方式の簡素化
- ・輸出競争: 輸出補助金の撤廃

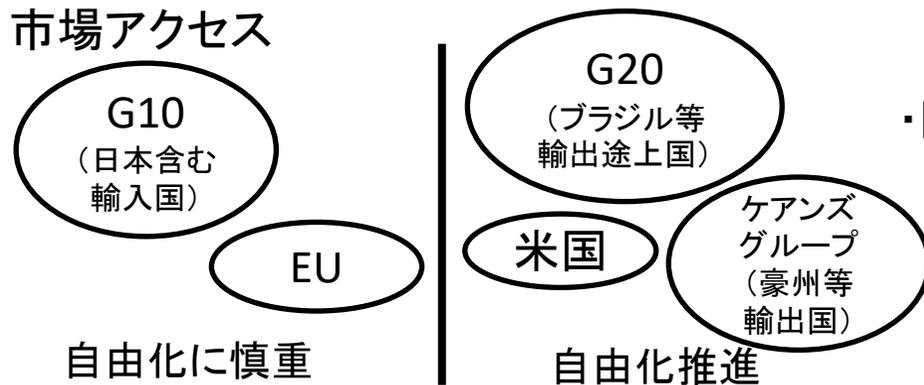
## 交渉の構図

### 国内支持



- ・自国のみが削減を行うことは不可能とする米国等先進国と途上国の実施義務の緩和を維持したい中印等新興国が対立。
- ・農業交渉で最も困難な課題。

### 市場アクセス



- ・関税削減方式を巡り、ブラジル・アルゼンチン・豪州等の輸出国と日本・EU等輸入国が対立。

### 輸出競争



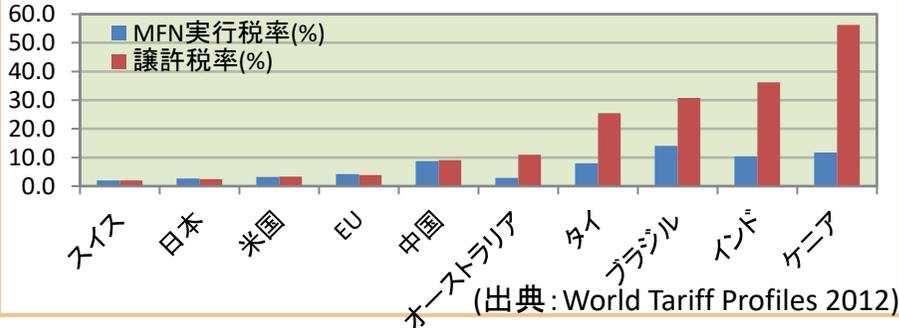
- ・先進国の輸出補助金撤廃を求めるブラジル・アルゼンチン等農業輸出途上国と、EUや米国が対立。
- ・輸出競争には、輸出補助金、輸出信用、食料援助、輸出国貿易企業が含まれる。

# NAMA (Non Agricultural Market Access) 交渉

- **非農産品市場アクセス交渉**。鉱工業品及び林水産品に関する**関税及び非関税障壁の撤廃・削減**に関する交渉。
- 2008年議長テキスト(Rev3)では、一定の計算式を用いて個別品目毎の関税率の削減幅を算出する「スイス・フォーミュラ」を提示。Rev3は野心が高すぎる(先進国への引下げは厳しい一方、途上国には柔軟性もあり甘い)との立場もあり、各国対立。

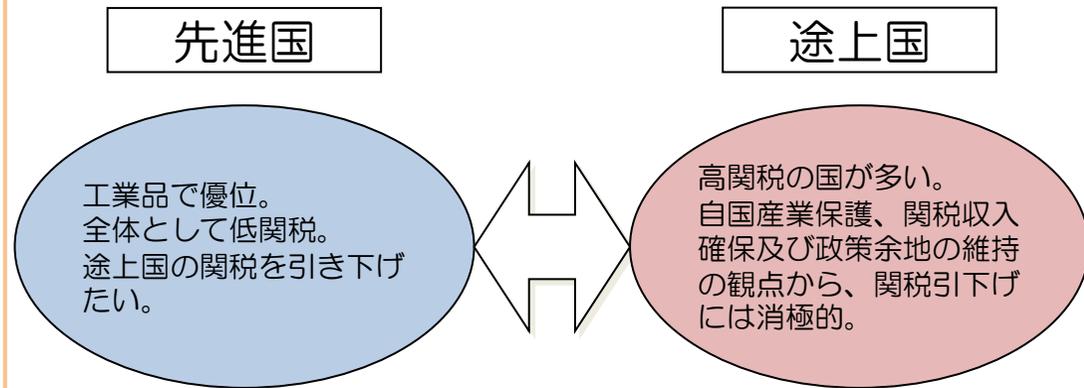
## 譲許税率と実行税率

**譲許税率**: 他のWTO加盟国の製品に対する上限税率  
**実行税率**: 実際に適用する税率  
**ウォーター**: 譲許税率と実行税率の差。一般に、先進国は小さく、途上国は大きい。

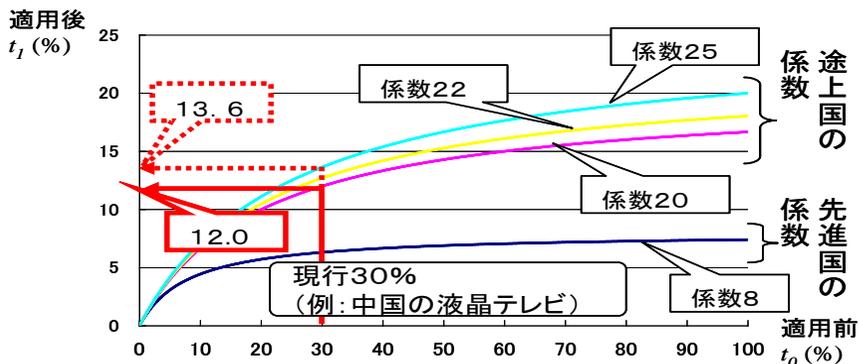


## 交渉の構図

途上国市場に関心のある先進国と、様々な主張を持った途上国の対立が中心。但し、途上国間で立場の異なる「南南問題」も存在。



## フォーミュラを適用した場合の関税削減効果



### <フォーミュラ適用国>

・日本、米国、EU、スイス、オーストラリア、カナダ、NZ、中国、インド、ブラジル、タイ、インドネシア、シンガポール、トルコ等

### <その他のグループは一定の免除>

・SVEs (小規模・脆弱経済国: グアテマラ等)、RAMs (新規加盟国) 及び低譲許率国 (ケニア、キューバ等)  
 ・LDCs (後発開発途上国: ウガンダ等)

# サービス貿易交渉

- ・サービス貿易とは、金融・運輸・通信・建設・流通・教育・観光等のサービスの国際取引を指し、モノ以外のすべての貿易が対象になりうる。
- ・サービス貿易に関する初の多国間協定はGATS(サービスの貿易に関する一般協定、95年発効)。GATSを基礎としたサービス貿易交渉は、貿易拡大の障害となりうる加盟国の規制の緩和・撤廃をめざすもの。
- ・自由化交渉の中心は、①市場アクセスと②内国民待遇。また、ルール(国内規制規律等)に関する交渉も実施。

## 市場アクセスと内国民待遇

加盟国は、分野(電気通信、流通、金融、等)と態様(モード)ごとに、自由化を約束する内容を約束表に記載。

### ①市場アクセス

自国の市場へのアクセスについて、以下のような措置を行わないことを約束。

- ・ サービス提供者の数の制限
- ・ サービスを提供する事業体の形態の制限・要求
- ・ 外国資本の参加の制限 等

### ②内国民待遇

自国の同種のサービス・サービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えることを約束(=内外差別の禁止)。

## ★サービスの4つの態様(モード)

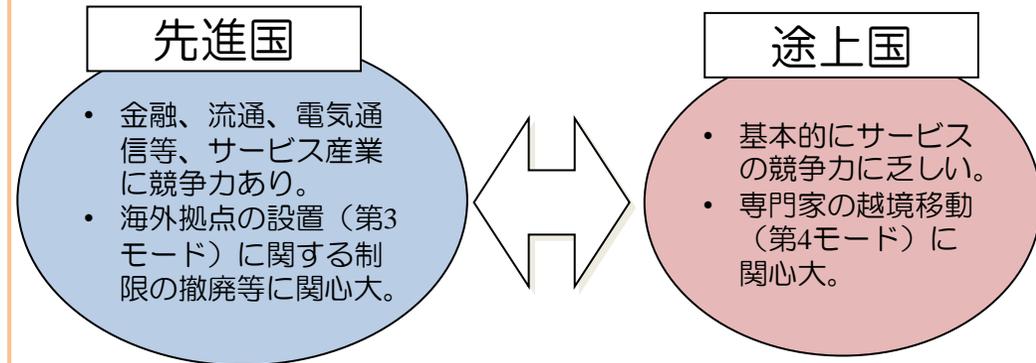
1. 国境を越える取引(電話でのコンサルタント業務)
2. 海外における消費(外国への観光旅行)
3. 拠点を通じてのサービス提供(海外支店によるサービス)
4. 自然人の移動(海外アーティストによる公演)

→サービス貿易 = 上記モードのサービスの提供を指す

## 交渉の構図

基本的にサービス産業に競争力がある先進国と、競争力に乏しい途上国の対立構造。

また、途上国の中には、サービス交渉を「農業等、他の交渉よりも先に進めるべきではない」との立場をとる国もある。



## (参考)新たなサービス貿易協定(TiSA)への動き

- ・ ラウンド交渉の停滞を受け、2011年の第8回WTO閣僚会議において、「新たな交渉アプローチ」を試みることに合意
- ・ 2013年、日米欧豪を含むWTO加盟の有志国・地域により、各国のEPA・FTAを参考に高いレベルの自由化を目指した交渉が本格開始  
→将来的にはGATSを上書きする可能性もあるが、時期等は未定

# ルール交渉

## 1. アンチ・ダンピング(AD)協定の規律強化

(1) AD措置を多用する米国とその濫用防止のための規律強化を目指すADフレンズが対立。

※ADフレンズ(日本、ノルウェー、韓国、香港、台湾、チリ、スイス、シンガポール、コスタリカ、コロンビア、イスラエル、メキシコ、トルコ、タイ、ブラジル(※ブラジルは最近不参加))

(2) 中国、インドなど新興国によるAD措置の増加を受け、日本としては、対立点の少ないAD調査の手続の透明性等を中心に早期の合意を目指す。

## 2. 補助金・相殺関税協定の規律強化

米・EU等が新興工業国政府による貿易歪曲的な補助金の規律強化を目指すもの。日本は中立的立場。

## 3. 漁業補助金に対する規律の導入

豪州、NZ等が水産資源保護の観点から一定の漁業補助金を禁止するルールを提案。日本、EU、韓国等は、過剰漁獲につながる補助金に限定すべきと主張。

## 4. 地域貿易協定に関するWTO規律の強化

現在行われている通報手続を協定化すべきとの案が浮上。日本は中立。

## AD交渉における主要国の立場

### AD措置の濫用防止(サンセット・ゼロイング等)に関する論点

推進派: ADフレンズ 論点によって支持: 中国、インド



中間派: EU、カナダ



アメリカが強硬に反対。

規律強化に反対派: 米



### AD調査の手続の透明性及びその適正化に関する論点

積極的に推進:  
ADフレンズ、豪

推進を支持  
EU、カナダ

反対せず  
米国



主要国は概ね推進に賛成。対立点少。

負担増を懸念: 途上国(エジプト、インド、ACP、アフリカ諸国等)



# 第10回WTO閣僚会議(MC10)について

WTO閣僚会議は、全加盟国の閣僚参加によるWTOの最高意思決定機関。

WTO閣僚会議は2年に1回開催。

第10回WTO閣僚会議(MC10)は、サブサハラ・アフリカで開催される初のWTO閣僚会議。

なお、本年はWTO20周年。

開催期間     平成27年12月15日～18日

開催地        ナイロビ(ケニア)

会場            ケニヤッタ国際会議場



WORLD TRADE  
ORGANIZATION



## ナイロビにおける成果イメージ

- ・輸出競争、LDC及び開発、ルールの透明性
- ・これらに加え、貿易円滑化の早期発効に向けたメッセージ、TRIPSと健康に関する合意の発効、ITA拡大の合意の報告、環境物品交渉の一定の進展の報告、新規加盟(カザフスタン、リベリア)

# 主要交渉分野におけるURとDDA(2011年時点と現在)の比較

分野	ウルグアイラウンド	2011年のテキスト	ナイロビに向けて合意可能と思われる分野
鉱工業品	関税率の平均1/3削減 数量制限の撤廃 繊維製品の統合	スイス・フォーミュラ(係数: 先進国8,途上国20-25) (品目毎削減で全体30-60%)	
農業	関税削減(平均36%削減、ミニマムカット15%)	高関税ほど高い削減の階層方式 (50%-73%削減)	
	補助金削減(AMS20%削減)	国内支持(OTDS、AMS、青の政策を大幅削減(60-80%等)、品目別上限導入。デミニミス半減)	
	輸出補助金(36%削減)	輸出補助金の撤廃・輸出信用・食料補助への規律	輸出補助金の撤廃・輸出信用・食料補助への規律
サービス	新たに追加	一定程度の自由化	
開発・LDC	特別かつ異なる待遇(S&D)	略	LDC
ルール	WTOの設立 紛争解決手続の整備 TRIPs協定(知財) 物品ルール大幅改訂	AD協定見直し 貿易円滑化 投資、競争、政府調達透明性は交渉外	ルールの透明性

# 貿易円滑化協定

## 協定の内容

- 貿易取引の時間と費用を削減し、貿易・投資の拡大を通じた経済成長を目指すもの。WTO設立後、初の全加盟国で初めて合意に至った協定。
- 貿易円滑化協定の発効による経済効果は年間1兆ドル(OECD試算)。

### ・ 第一部:各国が実施すべき措置

- 税関手続の簡素・迅速化(貨物到着前の申告・審査に係る手続の整備、リスクに応じた貨物の審査・検査等の実施、急送貨物に対する迅速な引取りの提供、輸出入手続の窓口一本化の推進、等)
- 貿易規則の透明性向上(法令の提案の公表の義務付け、事前教示制度の整備、等)
- 税関協力(税関当局間の情報交換 等)

### ・ 第二部:開発途上国(LDC)に対する実施上の優遇的な取り扱い

- 先進国は協定発効と同時にすべての措置を実施。途上国・LDCには、協定発効と同時に実施できない措置については、実施のための移行期間が認められるが、自ら実施が困難な場合は、必要に応じ、ドナー(先進国、国際機関等)からの支援を前提に実施のための移行期間が認められる。

## 協定発効に向けた現状

- 当該協定は、加盟国(161カ国)の3分の2以上の批准で発効。日本は、6月1日に受諾書をWT  
○事務局に寄託(6か国目)。その他には、香港、シンガポール、米国、モーリシャス、マレーシア、豪州、ボツワナ、トリニダード・トバコ、韓国、ニカラグア、ニジェール、ベリーズ、スイス、台湾、中国、リヒテンシュタイン、ラオス、NZ、EU、タイ、トーゴが批准(計49か国)。
- MC10までの協定発効を目指し、各国に対して受諾を働きかける必要あり。

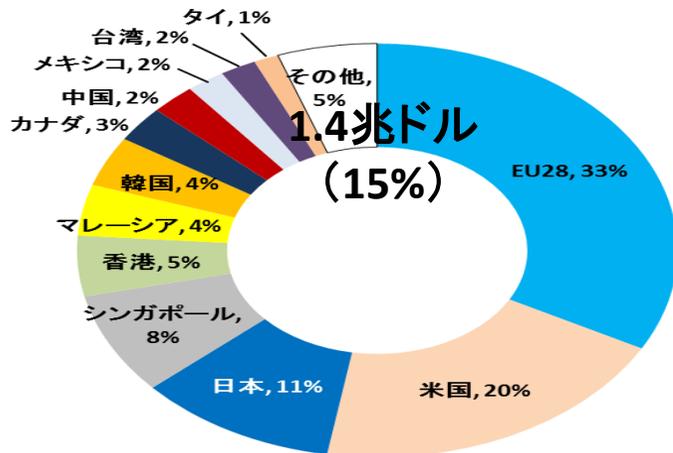
# WTO/ITA(情報技術協定)拡大について

## Information Technology Agreement

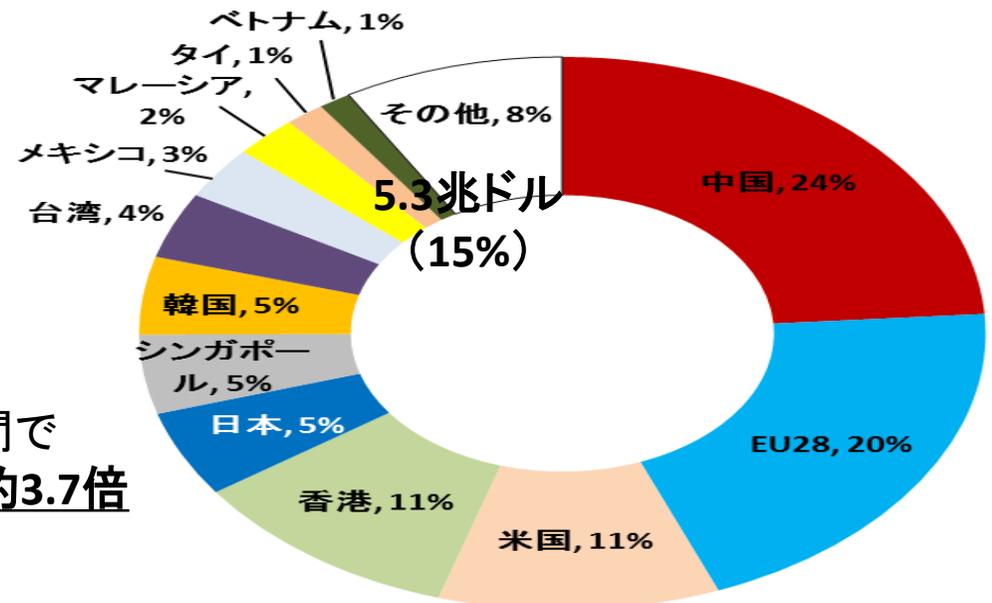
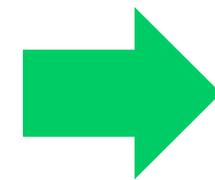
- ITAは、1996年、29か国により、157品目のIT関連製品の関税撤廃等に合意したもの。  
対象品目：半導体、PC、携帯電話、FAX、デジタルカメラ(静止画用) 等
- 現在、日本、米国、EU、中国、韓国、マレーシア、台湾等78か国・地域が参加(対象品目の世界貿易額の97%をカバー)。
- ITAは世界貿易総額の15%の関税撤廃に貢献。
- ITA立上げから17年間で対象品目の貿易量は1.4兆ドルから5.3兆ドル(約3.7倍)に拡大。

**1996年**

(ITA立ち上げ時)



**2013年**



17年間で  
貿易量は約3.7倍

(備考) ( )内は世界貿易総額に占める割合。  
(資料) 国連Comtrade, Global Trade Atlasより作成。

# ITA拡大の意義

- ITAは、IT製品の貿易拡大、ITを通じた各国経済の生産性向上、成長に貢献。
- ITセクターにおいては、グローバル・サプライチェーンが構築されており、このため、WTOにおける多国間での貿易自由化が意義あり。
- また、WTO/多角的貿易体制の信認の観点からもITA拡大の早期妥結は重要。

## 部品

部品	主な生産国
液晶パネル	中、台、日、韓、星
集積回路基板	日、米、EU、中、台、韓、印、馬、泰、星、越、墨
IC(集積回路)	日、米、EU、中、台、韓、尼、比、泰、星、越
キャパシタ(蓄電器)	日、中、台、韓、尼、比、泰、星
レジスタ(記憶装置)	日、中、台、韓、馬、尼、比、泰、星
コネクタ(接続子)	日、馬、比、泰、越

## 中間製品

液晶モジュール  
信号処理ボード  
カメラモジュール

### 組立地

日、中、台、韓、印、馬、伯

スピーカー

マイクロフォン

バッテリー

キーボードスイッチ

カバー

アンテナ

## 携帯電話



### 最終組立地:

日、中、台、韓、印、馬、伯

# WTO/ITA拡大対象候補品目の具体例

## IT機器・部品

### 新型半導体

- MCO(マルチコンポーネントIC)
- MCP(マルチチップIC)

### デジタル複合機・印刷機



- デジタル複合機
- プリンター(ネットワーク接続型) 等

### デジタルAV機器



- デジタルビデオカメラ
- DVD、HDD、BDプレイヤー
- ゲーム機、携帯用ゲーム機 等

### 通信機器



- 基地局
- ETC(電子料金徴収システム)
- カーナビ、GPS受信機器 等

## 拡大対象候補 約200品目(P)

### IT機器製造装置

#### 半導体製造装置



- 半導体ウエハー製造装置
- フラットパネルディスプレイ製造装置 等

#### 光学製品の部分品

- 偏光材料製のシート・板(液晶パネル用等)
- レンズ、フィルター 等

## IT応用製品

### 医療機器

- MRI(磁気共鳴画像診断装置)
- CTスキャン装置 等

### システム製品

- ビル・家庭用エネルギー管理システム(BEMS, HEMS)

## その他

### 専用原材料

- インクカートリッジ
- 半導体用フォトレジスト 等

## ITA拡大交渉の経緯②

- 2013年12月17日、北京で行われた日中投資促進機構・中日投資促進委員会第19回定期合同会議にて、日本の産業界から、中国に対し一層の柔軟性を働きかけ。
- 2014年1月、WTO非公式閣僚会合（於：スイス・ダボス）で、各国閣僚からITA拡大交渉の早期妥結の重要性に言及。
- 2014年4月2日、交渉再開に向けた機運の醸成のため、北京において、日米中EUの産業界によるITAに関するワークショップを開催。
- 2014年5月7日、OECD閣僚理事会及びWTO非公式閣僚会合（於：フランス・パリ）で、各国閣僚及びアゼベドWTO事務局長からITA拡大交渉の早期妥結の重要性に言及。
- 2014年11月のAPEC首脳会合（於：中国・北京）の際に、米中間で品目の拡大に合意。米オバマ大統領は、今後のジュネーブでの交渉の早期再開及び妥結に期待する旨発言。
- これを受け、12月4日より、ジュネーブでITA拡大交渉会合を再開し、参加国間で対象品目（約200品目）の合意を得るべく交渉を実施。
- 日程を延長して交渉を行うも、同交渉会合では合意に至らず、品目合意は本年に持ち越し。
- 本年7月14日よりITA拡大交渉会合を再開し、品目合意に向けて交渉中。
- 品目合意後のステー징も含め、MC10までの妥結を目指す。



# WTO/ITA(情報技術協定)拡大の概要

## ITA拡大

- 日米が主導して、2012年5月に拡大交渉を立ち上げ。現行ITA参加国のうち53か国・地域が拡大交渉に参加。
- 2013年7月、中国がほとんど譲歩せず交渉は中断。10月に交渉が再開したが、11月会合において交渉は再度中断。
- 2014年11月のAPEC北京首脳会合時に、米中間で対象品目について合意。
- これを受け、12月4日より、ジュネーブでITA拡大交渉会合を再開し、参加国間で対象品目(約200品目)の合意を得るべく交渉を実施。

拡大対象品目: 新型半導体、半導体製造装置、デジタル複合機・印刷機、デジタルAV機器、医療機器 等

- 日程を延長して交渉を行うも、合意に至らず、品目合意は本年に持ち越し。
- 本年7月24日、ITA拡大の対象品目201品目に参加国間で合意。
- 我が国としては、今後関係国間と撤廃期間などの交渉を進め、本年12月の第10回WTO閣僚会議(MC10)(於:ケニア・ナイロビ)までの最終合意を目指す。

# WTO環境物品交渉

## 交渉概要

- WTO環境物品交渉は、環境負荷が小さい品目（太陽光パネル、風力発電、排ガス測定器等）の関税撤廃を目指し、2014年7月、41か国・地域で交渉開始（現在、44か国・地域が交渉に参加）。
- APEC環境物品54品目（2012年9月のAPEC首脳会議において、2015年末までに実行関税率を5%以下に削減することに合意した品目）より幅広い品目での関税撤廃を目指す。
- 2015年4月までに、交渉参加メンバーから対象候補品目の登録が行われ、第6回（5月4～8日）、第7回（6月15～19日）、第8回（7月27～31日）の交渉会合では、対象候補品目毎に環境クレジットの議論を実施。
- これまでの議論を踏まえ、8月10日に交渉参加メンバーから幅広い支持を得ている対象候補品目のリストを交渉会合議長が取りまとめたところ。
- 9月以降、3回の交渉会合を開催し、本年12月の第10回WTO閣僚会議（MC10）（於：ケニア・ナイロビ）までの品目合意を目指す。

### <交渉参加メンバー>（44か国・地域）

日本、米国、EU（28か国）、中国、韓国、台湾、香港、シンガポール、カナダ、豪州、NZ、スイス、ノルウェー、コスタリカ、イスラエル、トルコ、アイスランド

（※）第4回交渉会合からイスラエル、第5回交渉会合からトルコとアイスランドが参加。

### <現在議論されている品目の例>

- ・再生可能エネルギー関連品目（風力、水力、太陽光等）
- ・省エネルギー関連品目（エアコン、冷蔵庫、LED等）
- ・高効率発電用機器（ボイラー、タービン等）
- ・環境計測・分析機器
- ・大気汚染防止・水処理関連品目
- ・リサイクル・廃棄物対策関連品目

# APEC環境物品リストの概要

## 1. 再生可能エネルギー

- 太陽光パネル、セル及び太陽光発電の部分品
- 風力発電機及びその羽と軸等



## 2. 再生可能エネルギー利用安定化・コージェネレーション

- 大型ガスタービン (5,000KWを超えるもの)
- 交流発電機 (750KVAを超えるもの)
- 蒸気タービンの部分品等



## 3. リサイクル・廃棄物対策

- リサイクル用選別破碎機
- 焼却炉及びその部分品

等



## 4. 水処理・水ビジネス関係

- 液体の濾過機及びその部分品
- 排水処理に伴う汚泥等の乾燥機等



## 5. 大気汚染防止

- 気体の濾過機 (空気清浄機、ガス用フィルター等) 等



## 6. 環境計測機器

- 大気モニタリング用機器及びその部分品
- 排ガス測定器等

